

高時川漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- ・ あゆを対象にしたルアーを用いた漁法（以下、あゆるアー釣り）の禁止を解除するため、関係条項を新旧対照表のとおり改める。

2 変更を必要とする理由（※理由書と聞き取りに基づく）

- ・ あゆるアー釣りを認めてほしいとの要望があり、あゆるアー釣りの禁止を解除することで、新たな遊漁者を呼び込むことにつながると考えられる。
- ・ 令和5年に遊漁規則を定めたときに予想したあゆるアー釣りのデメリットは、大きな問題にはならないと判断した。

3 変更の妥当性

- ・ あゆるアー釣りについては、特に若い釣り人に人気があり、ルアーを楽しむ釣り人が、あゆ釣りを始めるきっかけになると期待されている。
- ・ 令和8年6月13日に開催された総会において、遊漁規則の変更が決議されている。
- ・ 遊漁規則の変更に先立って、令和8年6月18日付けで行使規則の変更が認可されており、組合員のあゆるアー釣りの禁止を解除済み。

以上のように、今回の変更は、遊漁を不当に制限するものではなく、必要な手続きも取られていることから、妥当であると言える。